

〔孝義録陸十八〕孝行者治郎左衛門

治郎左衛門は若松の城下堅三日町にすみて、鞆ぬる事を業とせり、むまれつき質直にして、家業にをこたらず、もてきたりてあつらふる人の貴賤をへだてず、前後のついでを亂さず、しかもはじめに約せし日をたがへねば、をのづから業も多くなり行き事たらいたる人などは、其意を感じ、よき物などいひつくる折は、前かたに祝儀などいひて、米金の類をとらするに、かたく辭してうけず、たゞ其業の料より外をとる事なし。

〔塵塚談上〕本郷御弓町に忠直なる人在せしなり、憲廟德川の御代より惇廟德川御代迄、重き

御役勤仕し給ふ、致仕の後嫡君勤仕の所、寶曆三四年之頃病死なり、その嫡子五歳ゆへ、親族衆家來までも、年増の事を老君へ窺ければ、以の外立腹にて、我等事は迄偽を申上候事一言もなし、若短命にて家斷絶する共、是非もなき事なりとて、正直に五歳の書上なり、家士薄氷を踏が如くなりしが、誠に正直の頭へ神やどり在といふ、恙なく成長いたされけり。

〔續近世畸人傳四〕日雇八兵衛

加賀杉原といふ所に、八兵衛といへる日雇あり、妻にもおかれて、子二人もてり、貧窮なれども、性得律義なるもの故、人も憐しが、或時病に臥て日比へしかば、あたりの富豪の家より米錢をおくれど、かつてうけず、醫師などとふらひて藥を與んといへど、是も辭して、百日の餘におよべど、治せざれば、飢渴に堪ず、さて二人の子をよびて、幼少なりとも、我いふことをよくきけ、無事なる時だに、まどしき身のまして、今病にかゝりて、人の金錢を貸ては、かへすべき日なし、かへすあてなきものを貸ては、身命をつなぐも、人をあざむくにて快ず、是よりは汝等乞食してくらすべし、われも命あらば活べし、命つきば此儘に死せんと、こまぐといひ含めしかば、姉は十二弟は九歳なりしも聞わけて、椀など持て乞丐となりける。